

長良川国有林の地域別の森林計画書

(長良川森林計画区)

計画期間 自 平成28年 4月 1日
至 平成38年 3月31日

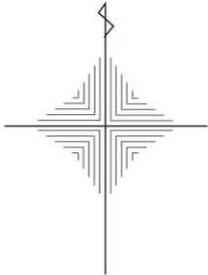
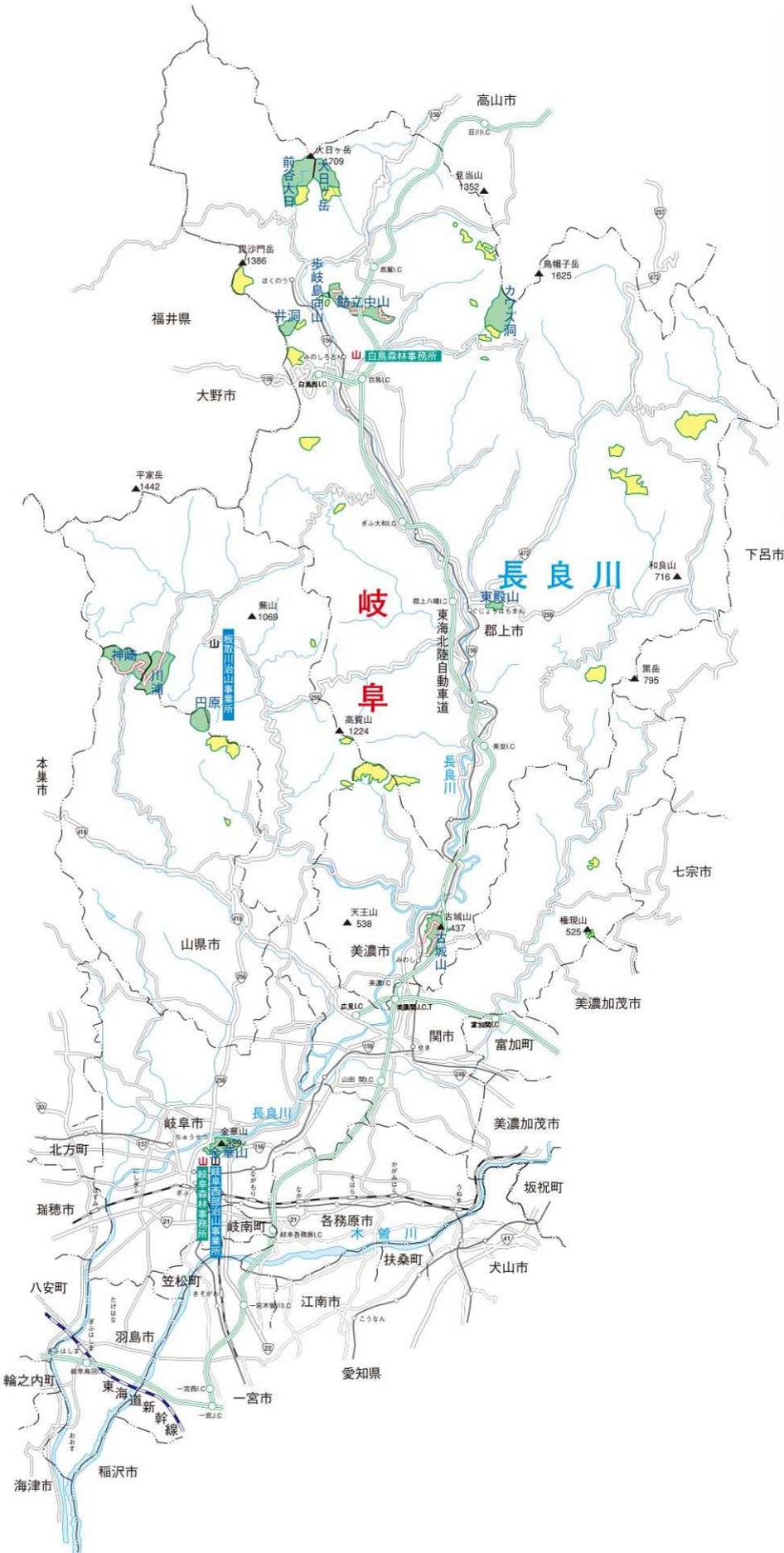
林野庁中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成28年4月1日～平成38年3月31日までの10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

長良川森林計画区の国有林位置図



- 凡 例
- 国有林野
 - 官行造林地
 - 県 界
 - 市町村界
 - 森林管理署
 - 森林事務所
 - 治山事業所
 - 山 森林計画区名

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 自然的背景	1
(3) 社会経済的背景	2
(4) 森林・林業の動向等	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	6
(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方	6
(2) 森林の整備及び保全の推進方向	6
(3) 森林の整備及び保全の重点事項	7
(4) 林道等及び治山施設の整備	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	9
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2 その他必要な事項	11
第3 森林の整備に関する事項	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
(2) 立木の標準伐期齢	14
(3) その他必要な事項	14
2 造林に関する事項	15
(1) 人工造林に関する事項	15
(2) 天然更新に関する事項	17
(3) その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する基本的な事項	19
(1) 間伐の標準的な方法	19
(2) 保育の標準的な方法	19
(3) その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	22
(2) その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	25
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	25
(4) その他必要な事項	25

6	森林施業の合理化に関する事項	26
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	26
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	26
(4)	その他必要な事項	26
第4	森林の保全に関する事項	27
1	森林の土地の保全に関する事項	27
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	27
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	27
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	28
(4)	その他必要な事項	28
2	保安施設に関する事項	29
(1)	保安林の整備に関する事項	29
(2)	保安施設地区に関する事項	29
(3)	治山事業に関する事項	29
(4)	その他必要な事項	29
3	森林の保護等に関する事項	30
(1)	森林病虫害等の被害対策に関する事項	30
(2)	鳥獣による森林被害対策に関する事項	30
(3)	林野火災の予防に関する事項	30
(4)	その他必要な事項	30
第5	計画量等	32
1	伐採立木材積	32
2	間伐面積	32
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	32
4	林道の開設及び拡張に関する計画	33
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	34
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	34
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	34
(3)	実施すべき治山事業の数量	35
第6	その他必要な事項	36
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	36
2	その他必要な事項	42
(1)	森林整備への多様な主体の参加	42
(2)	木材利用の拡大	42
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	43
1	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	43
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
(1)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
(2)	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	45
(3)	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	46

(附) 参考資料

1	森林計画区の概況	47
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	47
(2)	地況	47
(3)	土地利用の現況	48
(4)	産業別生産額	49
(5)	産業別就業者数	50
2	森林の現況	51
(1)	齢級別森林資源表	51
(2)	制限林普通林別森林資源表	56
(3)	市町村別森林資源表	57
(4)	制限林の種類別面積	59
(5)	樹種別材積表	60
(6)	荒廃地等の面積	61
(7)	森林の被害	61
(8)	防火線等の整備状況	61
3	林業の動向	62
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	62
(2)	林業事業体等の現況	63
(3)	林業労働力の概況	63
(4)	林業機械化の概況	63
(5)	作業路網等の整備の概況	63
4	前期計画の実行状況	64
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	64
(2)	間伐面積	64
(3)	人工造林及び天然更新別面積	64
(4)	林道の開設及び拡張の数量	64
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	64
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	65
(1)	森林より森林以外への異動	65
(2)	森林以外より森林への異動	65
6	森林資源の推移	66
(1)	分期別伐採立木材積等	66
(2)	分期別期首資源表	67
7	国有林の計画制度の体系	71

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

全国森林計画の木曾川広域流域に属する本計画区は、岐阜県の中央西部に位置し、岐阜市等7市2町からなる。その区域面積は221千haで、岐阜県全体1,062千haの21%を占めており、そのうち、国有林の対象とする森林の区域面積は、4千haで5市に所在している。

計画区の北部は宮・庄川森林計画区と接しており、西北端の白山山系の銚子ヶ峰(1,810m)を頂点として、東へ大日ヶ岳(1,709m)、鷲ヶ岳(1,672m)等の稜線を挟んで飛騨と美濃の分水嶺を形成している。東部は郡上・美濃山地が黒岳(794m)まで続き、飛騨川森林計画区に接している。

また、南部は木曾川を挟んで愛知県の尾張西三河森林計画区に接し、西部は毘沙門岳(1,386m)、平家岳(1,442m)等の稜線を挟んで福井県に、さらに揖斐川森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア 気候

本計画区の気候は、大部分の地域が太平洋岸気候の特徴を示すが、北部は日本海側気候の影響を受けている。

平成22～26年の気象観測データによると、最高気温は37.9℃(美濃)に対し、最低気温は-10.2℃(長滝)、年平均気温は11.3℃(長滝)～16.1℃(岐阜)、年間降水量は1,937mm(岐阜)～3,098mm(長滝)、一日の最大降雪量は26cm(岐阜)～62cm(長滝)となっている。

イ 地形

本計画区の花形は、北部に急峻な両白山地があり太平洋側と日本海側の分水嶺となっている。また、南部は標高が低く平坦な地形となっており濃尾平野が存在する。

計画区を流れる水系は、一部、石徹白川を経て福井県内で九頭竜川に合流し、日本海側に流れるが、ほとんどは、日本海側との分水嶺を形成する位山分水嶺山地から太平洋側に流れる。両白山地を源とする長良川は本計画区の中央を南流し、吉田川、板取川、伊自良川等の流れを集めながら、濃尾平野を貫いて揖斐川と合流して伊勢湾に注いでいる。

ウ 地質

本計画区の花質は、大部分が固結堆積物の美濃帯中・古生層であるが、地質構造により幾つかの花質単位に分けられる。北部は砂岩が主となっているが、中部では砂岩の分布が少なく、頁岩・チャート・緑色岩・石灰岩等の分布が高い。南部は、チャート・砂岩互層が連続し、チャート層は急峻な山地形を形成し、砂岩層は緩や

かな丘陵地を形成している。

また、北部から中央部の美濃帯中・古生層を貫き、覆って流紋岩質岩石が分布する。郡上市の和良町と明宝町東部には岐阜県内で広範囲に見られる濃飛流紋岩類が分布する。

エ 土壌

本計画区の土壌は、褐色森林土群が広く分布しており、適潤性褐色森林土（BD、BD(d)）が斜面下部から中腹にかけて分布し、尾根部では乾性褐色森林土（BB）が出現する。南部の低山地帯の一部には黄色系、赤色系褐色森林土が出現する。

また、北部の福井県境付近には乾性及び湿性ポドゾル化土壌（PDⅢD、PW(h)Ⅲ）が、大日ヶ岳、鷲ヶ岳付近には黒色土が出現する。

（3）社会経済的背景

ア 交通

本計画区の交通網について、鉄道は、南部にJR東海道新幹線、JR東海道本線及び名古屋鉄道（名鉄）が通っている。

また、岐阜市を起点にJR高山本線及び名鉄各務原線があるほか、長良川鉄道が関市から郡上市白鳥町まで縦貫している。

道路は、名神高速道路及び国道21号が南部を東西に、計画区の南北を東海北陸自動車道と国道156号が縦貫し、国道256号、472号などの国道や、関金山線、白鳥板取線、金山明宝線などの主要地方道、県道が道路網を形成している。

近年、高速道路を中心とした自動車道が充実している。東海北陸自動車道が整備され、東海環状自動車道の一部区間が開通している。また、白鳥町を經由する中部縦貫自動車道は油坂峠までが整備され、東海北陸自動車道の4車線化が進んでおり、これら道路網の整備により都市部との直結が実現するとともに、交通量が増加し、地域の交通事情は大幅に変わりつつある。

イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の21%を占める221千haで、そのうち森林が166千ha（75%）、農地が15千ha（7%）、その他が40千ha（18%）となっている。

ウ 人口の動向

本計画区の人口は847千人であり、岐阜県の総人口2,032千人の42%を占めている。

また、人口動態は地域全体を見るとわずかに減少し、平成22年に比べ99%となっている。人口密度は383人/km²で、岐阜県全体の191人/km²と比較した場合、約2倍となっている。

長良川森林計画区における人口等

区分	岐阜県全体(A)	長良川森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	2,032,259人	846,944人	42%
人口密度	191人/km ²	383人/km ²	201%

注 人口総数は、岐阜県統計課「岐阜県の人口・世帯数（平成27年7月1日現在）」による。

エ 産業の概要

本計画区における産業別の就業者数は、第1次産業が8千人（2%）、第2次産業が127千人（30%）、第3次産業が269千人（64%）となっている。そのうち林業就業者は612人で、計画区内全就業者数の0.1%に満たないが、平成17年度（384人）より増えている。

また、産業構造の変化から観光産業をはじめとする第3次産業就業者の占める割合が県平均を上回っているのが特徴となっている。

長良川森林計画区における就業者数

単位：人

区分	岐阜県全体(A)		長良川森林計画区(B)		比率 (B/A×100)	
就業者数	1,022,616	100%	421,955	100%	41%	
産業別	第1次産業	31,614	3%	8,462	2%	27%
	第2次産業	331,945	32%	126,627	30%	38%
	第3次産業	625,184	61%	268,654	64%	43%

注1 平成22年度「国勢調査報告」による。

2 就業者数には、分類不能の産業を含む。

(4) 森林・林業の動向等

本計画区は、岐阜県の中央西部に位置し、総面積は、221千haと岐阜県全体の21%を占め、県下の森林計画区では平均的な面積となっている。

本計画区の森林面積は、総面積の75%に当たる166千haで、県下森林面積の19%を占めている。

本計画区の国有林の森林面積は4千haで、計画区全体の森林面積166千haの2%と少ないが、長良川の源流域から都市近郊まで幅広く点在しており、国土保全、水源かん養機能の発揮のほか、金華山等の都市近郊林は、ハイキング、自然観察等の場として重要な役割を担っている。

また、銚子ヶ峰、大日ヶ岳及び鷲ヶ岳等の山岳と静岡県柿田川、高知県の四万十川とともに日本三大清流のひとつである長良川が南北に流れるなど優れた自然景観に恵まれた地域があり、国有林内にも奥長良川県立自然公園1.7千haが指定されているなど、自然環境の保全形成及び国民の保健休養の場の提供等、公益的機能の発揮の上で重要な役割を果たしている。

森林の現況は、スギ、ヒノキを主とした人工林が多く、人・天別面積では、人工林が2.8千ha(74%)、天然林が1.0千ha(26%)となっている。

人工林の樹種別面積割合では、スギが29%、ヒノキが57%、カラマツが3%、その他が11%となっている。人工林の齢級配置は、11齢級から13齢級が多く、その面積は1.4千haと全体の50%を占めている。蓄積は、人工林で627千m³、天然林では113千m³となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5箇年（平成23年度～平成27年度）については、下記のとおりである。伐採に関しては、主伐は育成単層林の皆伐を中心に計画し、間伐は地球温暖化防止対策として積極的に計画したところ、主伐は計画量を上回り、間伐はほぼ計画量どおりの実績となった。

造林に関しては、主伐箇所のほとんどが官行造林地であったこと、人工造林及び天然更新の対象となる箇所の伐採を一部見合わせたことから、計画量を下回る実績となった。

林道に関しては、開設の計画はなかったが、拡張を予定どおり実施した。

保安林に関しては、指定の計画はなかったが、公益上の理由から水源かん養保安林の指定を23ha行った。

治山事業に関しては、緊急性・重要性を考慮し、より優先度の高いものから実行したため、計画量を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5箇年の実行結果の概要

	計画		実行	
伐採立木材積	179	千 ³ m	213	千 ³ m (119)
主伐	154	千 ³ m	190	千 ³ m (123)
間伐 (材積)	25	千 ³ m	23	千 ³ m (92)
間伐 (面積)	179	ha	249	ha (139)
造林面積	64	ha	3	ha (4)
人工造林	44	ha	3	ha (6)
天然更新	20	ha	0	ha (0)
林道等の開設及び拡張	開設： - km	拡張： 1 km	開設： - km (-)	拡張： 1 km
保安林等の整備指定	指定： - ha	解除： - ha	指定： 23 ha	解除： - ha
水源かん養	指定： - ha	解除： - ha	指定： 23 ha	解除： - ha
災害防備	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
保健、風致の保存等	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
治山事業	7	地区	2	地区 (29)

注1 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注3 平成27年度は実施見込みを計上

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画策定に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮し、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 森林の整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。その期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

(3) 森林の整備及び保全の重点事項

本計画区における国有林は、数百ha程度の小団地が計画区内に分散・点在しており、北部は長良川や支流の源流地域、南部は岐阜市等の都市近郊林の一部をそれぞれ構成している。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持するとともに、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じた森林の適切な保全・管理を推進することとする。

(4) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の涵養^{かん}及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

Ⅱ 計 画 事 項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分	面積	備考
総数	4,093.57	
市町村別 内訳	岐阜市	196.48
	関市	403.75
	美濃市	370.15
	山県市	654.99
	郡上市	2,468.20

注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

2 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局、岐阜森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地域周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施策を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>	<p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	2,780	1,709
	育成複層林	127	149
	天然生林	895	895
森林蓄積(m ³ /ha)		195	199

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の(1)に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、新生林分の保護、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは75年、カラマツは60年を目安とする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状伐採等の実施についても検討することとする。

(ア) 複層伐又は漸伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。伐採率は、複層伐では相対照度30%以上を確保するため、50~60%を目安とし、漸伐では40~50%程度とする。

(イ) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率（30%以内。ただし、法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）、繰り返し期間（回帰年）によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐については、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢：年

地 区	樹 種						備考
	スギ	ヒノキ	マツ類	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	
岐阜市、各務原市、関市 (旧板取村、旧上之保村を 除く)、美濃市、山口市 (旧美山町を除く)	35	45	35	40	55	20	
関市のうち旧板取村及び上 之保村、山口市のうち旧美 山町、郡上市	40	50	40	35	60	25	

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然更新別に次により定めることとする。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林の対象樹種は、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木は、普通苗（裸苗）の外にコンテナ苗等の活用を図るとともに、成長に優れた品種や少花粉スギ等の品種の導入に努めることとする。

ア 人工造林の植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の合理化や省力化等の観点から、植栽本数を可能な限り減らすよう配慮する。

なお、保安林にあつては、保安林の指定施業要件の植栽本数の基準により行う。

樹種別植栽本数の目安			単位 本/ha
スギ	ヒノキ	カラマツ	
3,000	3,000	2,300	
2,500～3,500	2,500～3,500	2,000～2,500	

注1 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整する。

2 保安林の定めがある場合を除き、本表を下回って植栽本数を調整することができる。

イ その他の人工造林の標準的な植栽方法

(ア) 地拵方法

① 地拵形態

地拵形態は、全刈筋置地拵を原則とする。

なお、植栽木が寒風害等の被害を受ける恐れがある箇所等については、筋刈筋置地拵等を併用する。

また、形質のよい有用天然木を努めて保残するほか、崩壊地の周辺等で林地の保全に留意する必要がある箇所については刈払いは行わない。

② 筋置きの方法

末木枝条及び刈払い物の筋置きの筋の方向については、保育作業等における作業効率を考慮して横筋（等高線方向）とする。

（イ）植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し普通苗（裸苗）は原則春植えとし、状況に応じて秋植えを併用する。コンテナ苗等を使用する場合はこれによらず行うことができるが、土壌凍結期等、確実な活着が望めない時期は避けることとする。

（ウ）植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）を基準とし、また、苗木間隔はヘクタール当たりの植栽本数に見合う幅とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性の樹種とし、次表のとおり例示する。

針広別	科	属	種名	別名	備考	
針葉樹	マツ	カラマツ	カラマツ		亜高山帯	
		マツ	クロマツ			
			アカマツ			
			チョウセンゴヨウ	チョウセンマツ		
			ゴヨウマツ	ヒメコマツ		
		モミ	ウラジロモミ			
			モミ			
			シラビソ	シラベ	亜高山帯	
		トウヒ	オオシラビソ	アオモリトドマツ	亜高山帯	
			トウヒ		亜高山帯	
	ツガ	ツガ	マツハダ			
		コメツガ		亜高山帯		
	スギ	スギ				
	コウヤマキ	コウヤマキ				
	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ			
ネズコ		ネズコ	クロベ			
アスナロ		アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ			
イチイ	イチイ	イチイ				
	カヤ	カヤ				
広葉樹	クルミ	クルミ	オニグルミ			
	ヤナギ	サワグルミ	サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ		
		ヤマナラシ	ドロヤナギ	ドロノキ	亜高山帯	
	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ			
			ケヤマハンノキ			
		カバノキ	ウダイカンバ	マカバ、マカンバ		
			シラカバ	シラカンバ	亜高山帯	
			ダケカンバ	ソウシカンバ		
			ミズメ	アズサ		
	アサダ	アサダ				
	クマシデ	クマシデ				
		イヌシデ	シロシデ			
	ブナ	ブナ	ブナ	シデノキ		
			イヌブナ	シロブナ		
		コナラ	ウバメガシ	クロブナ		
			クヌギ			
			アベマキ	コルククヌギ		
			カシワ			
			ミズナラ	オオナラ		
			コナラ	ホウソ		
			イチイガシ			
			アカカシ	オオガシ、オオバガシ		
	ツクバネガシ					
	アラカン					
	ウラジロガシ					
	クリ	クリ				
	シイ	スタジイ	イタジイ、ナガジイ			
		ツブラジイ	ヨジイ			
	ニレ	ケヤキ	ケヤキ			
	クワ	ニレ	ハルニレ			
		クワ	ヤマグワ	シマグワ		
	モクレン	モクレン	ホオノキ			
	クスノキ	コブシ	ヤマアララギ			
		ニッケイ	クスノキ			
	カツラ	カツラ	カツラ			
	バラ	サクラ	ウワミズザクラ	ハハカ		
			エドヒガン			
			オオヤマザクラ	エゾヤマザクラ		
			カスミザクラ			
			ヤマザクラ			
	マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ	オオエンジュ		
	ミカン	キハダ	キハダ			
	カエデ	カエデ	ハナノキ			
			イロハモミジ	イロハカエデ		
			オオモミジ	ヒロハモミジ		
ヤマモミジ						
コハウチワカエデ			イタヤメイゲツ			
ハウチワカエデ			メイゲツカエデ			
ウリハダカエデ						
イタヤカエデ						
メクスリノキ			チョウジャノキ			
トチノキ			トチノキ			
モチノキ	モチノキ					
シナノキ	シナノキ					
ミズキ	ミズキ					
ウコギ	コシアブラ	ゴンゼツ				
	ハリギリ	センノキ				
モクセイ	トネリコ	シオジ				
		ヤチダモ				
		アオダモ	コバノトネリコ			
ゴマノハグサ	キリ	キリ				

参考資料：日本の野生植物（平凡社）

ア 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘案して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

(ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は地床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効率的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることとし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

また、立木や下層植生の落枝、落葉等が堆積して腐植層が厚く、種子の発芽、定着が困難な箇所については、土壌型にも配慮しつつ腐植層の掻きおこし・取り除き等の「地かき」を行うこととする。

地表処理を行う時期は、種子の豊作年を考慮するほか、伐採前とするよう努める。

なお、母樹の保残状況が適切でなく、稚幼樹の発生が十分でない箇所については、必要に応じて「取り播き」を行うこととする。

(イ) 刈出し

刈出しは、更新樹の生育に障害となっている植生を除去するため、植生の種類に応じて、林業用薬剤の散布又は刈払機等による刈払いを行う。

刈出しに当たっては、実施時期を失しないよう十分留意し、林内の下層植物現存量容積密度等を考慮して行うこととする。

(ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、母樹の保残状況及び立地条件等により、一定期間を経過しても稚幼樹の発生、生育が十分でなく更新状況が均一でない箇所について、補助植え込みを行うことにより更新完了が見込まれる場合に、山引き苗等を利用して行う。

植え込み本数は、天然生稚幼樹の有無及びその配置状況等を勘案して決定することとする。

(3) その他必要な事項

伐採跡地の更新すべき期間は、森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林を行う伐採跡地は原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとする。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐要否の判断は、基本的には密度管理図の収量比数によることとし、判断の基準はおおよそスギ、ヒノキで0.70とする。

なお、当該林分の現況と収穫予想表との比較、林床植生の状態、枝の枯れ上がり程度及び形状比等についても総合的に考慮することとする。

イ 間伐の開始時期は、林分がうっ閉し、林木相互間の競合が生じたときとし、繰り返り期間は、おおむね10年以上とする。

主伐予定の時期までの期間が10年に満たないときは間伐を行わない。

ウ 間伐本数の算出に当たっての指標は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率で20%～35%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）を目標とする。

エ 間伐の促進と間伐木の有効利用を図るため、個体間の成長、形質の差が小さい箇所においては高性能林業機械等を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。

オ 伐期に達した林分等で、以下のような林分については、高齢級間伐を検討する。

- ① 収穫予想表程度以上の蓄積を有するが、過去の間伐が必ずしも十分でなかったため過密傾向で、期待径級に達していない林木が相当程度含まれている林分
- ② 伐採順序から当分の間、主伐が行われない林分で、径級分布、林分密度、地位等から判断して間伐を実行すれば林分内容が向上すると考えられる林分

カ 沢沿の伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	○	○	○	○	○													
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○												
つる切	スギ								○				○						
	ヒノキ								○				○						
除伐	スギ																	←○→	
	ヒノキ																	←○→	

(注) この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討するとともに、森林施業の合理化や省力化等の観点を踏まえ、適切に実行する。

(イ) 保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈			← →	← →	← →							
つる切			← →	← →	← →							
除伐	← →	← →	← →	← →	← →	← →	← →	← →	← →	← →	← →	← →

(注) 1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。
 2 一線は適期、二線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

下刈は、植栽木が周辺の植生に被圧されて成長が阻害されることのないよう適期に実施する。刈払いの方法は、全刈及び筋刈を基本とするが、地形、植栽木の生育状況、周囲の植生、最寄りの造林地の獣害の有無やその程度等を考慮して坪刈等を併用する等適切な作業方法を選択する。

下刈終了の目安は、植栽木の大部分が周辺の植生高を脱し、植栽木の生育に支障がないと認められる時点とする。

b つる切

つる類は地際から切断する。

また、薬剤処理により枯殺又は再生を抑制する場合は、処理時期及び方法等を適正に選択し効果的に行う。

c 除 伐

植栽木の生育を阻害する天然木及び形質不良な植栽木を伐採して、確実な成林を図るため適期に実施する。

実施に当たっては、植栽木の生育状況を十分見きわめるとともに、自生してきた有用天然木の生育を図り混交林とするなど、現地の実態に応じて適切に実施する。

また、急激な環境の変化による気象害等に十分留意する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法についての考え方は次のとおりとする。また、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法を別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養^{かん}機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な

生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	9	41
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項
特に記すべき事項なし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

収益性の高い林業の再生を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、更新にあたっては、立木の伐採（主伐）と造林（植栽）を同時並行で行う一貫作業システムの導入等により作業効率の向上や省力化が図られるよう配慮する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化・土木事業への活用及び製紙、再生可能エネルギーへの利用等の多様な分野の取り組みに対し、積極的な協力を努めることとする。

(4) その他必要な事項

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
岐阜市	3180～3187	179.81	土砂流出防備保安林	
	計	179.81		
関市	関市(旧洞戸村)官造2	19.23	水源かん養保安林	
	3101～3107、富之保財産区官造2	352.21	土砂流出防備保安林	
	下川生産森林組合官造1	8.40	山災H	
	計	379.84		
美濃市	3140～3142, 3145～3150	173.33	水源かん養保安林	
	3138, 3139	24.26	土砂流出防備保安林	
	下牧財産区官造3	62.24	山災H	
	計	259.83		
山県市	3151～3163, 乾財産区官造1	509.66	水源かん養保安林	
	計	509.66		
郡上市	4001～4025, 4028～4033, 和良財産区官造5, 美谷添生官造1, 2, 高鷲財産区官造4, 5, 白鳥財産区官造3	1,320.29	水源かん養保安林	
	4026, 4027, 4034～4036, 下田自治会官造1, 二日町自治会官造7, 明宝財産区官造5～10	430.69	土砂流出防備保安林	
	大和財産区官造2, 万場官行造林組合官造1, 3, 前谷自治会官造 6, 牛道財産区官造1, 3, 明宝財産区官造6	183.65	山災H	
	計	1,934.63		

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずることとする。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて植栽・緑化に在来種を用いるなど、治山施設の設置等において生物多様性への配慮、保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策に関する事項

森林病害虫等の被害対策については、予防と早期発見に努め、被害の種類に対応する防除措置を講ずることとする。

カシノナガキクイムシの被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(2) 鳥獣による森林被害対策に関する事項

ニホンカモシカ及びニホンジカの被害については、防護柵の作設、プラスチック製プロテクターの効果的な設置及び忌避剤等の使用により、また、ツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープ等の使用により、造林地等における食害等を未然に防止することとする。

また、岐阜県における鳥獣の適切な保護管理を推進するための個体数調整及び各種被害対策の充実や策定された「第二種特定鳥獣管理計画」の実施に対して、関係市町村等との連携を図りつつ、必要な協力を行うこととする。特に、ニホンジカの管理捕獲については、関係機関と連携を図りながら取り組むこととする。

野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする

(3) 林野火災の予防に関する事項

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとする。

(4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、スキー等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、高山植物をはじめとする貴重な野生動植物種の保護、樹木・土石等の盗採掘防止等が重要である。このため森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら高山植物等盗採掘の未然防止に努めることとする。

ア 森林の巡視に関する事項

諸被害が発生する恐れがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓蒙普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m3

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総数	301	235	66	255	199	56	46	36	10
うち前半5年分	194	152	42	169	132	37	25	20	5

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	412
うち前半5年分	224

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	62	35
うち前半5年分	45	17

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	備 考
拡張	自動車道 (一般改良)	関 市	川 浦	0.22 (4)	3103～3106・3155～3158
			小 計	0.22 (4)	
拡張	自動車道 (一般改良)	美濃市	古 城 山	0.45 (5)	3139～3142・3145～3149
			小 計	0.45 (5)	
拡張	自動車道 (一般改良)	山県市	川 浦 (神 崎)	0.12 (3)	3161～3162
〃	〃	〃	小 湊 谷	0.12 (3)	3158～3161
〃	〃	〃	円 原	0.07 (2)	3154
			小 計	0.31 (8)	
拡張	自動車道 (一般改良)	郡上市	鮎 立 中 山	0.34 (6)	4014～4017
〃	〃	〃	中山谷(二日町)	0.24 (5)	4019～4022
〃	〃	〃	中 山 谷	0.21 (4)	4023～4024
〃	〃	〃	中 山 曾 部 知	0.02 (2)	4018～4020
			小 計	0.81 (17)	
			計	1.79 (34)	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数（実面積）	3,211	3,211	
水源涵養のための保安林	2,255	2,255	
災害防備のための保安林	956	956	
保健、風致のための保安林	237	237	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等該当なし。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 林班数

森林の所在		治山事業施工		主な工種	備考
市町村	区 域	地区数	うち前半 5年分		
岐阜市	3180～3187	2	2	溪間工	
関 市	3101～3107	7	7	溪間工、山腹工	
美濃市	3138～3142・3145～3150	2	2	溪間工	
山県市	3155～3163	7	7	溪間工、山腹工	
郡上市	4001～4006, 4014～4024, 4028～4033, 4034～4036	20	20	溪間工、山腹工	
計		38	38		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。

第6 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法
	市町村	区 域		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 史跡名勝天然記念物 風致地区	岐阜市	3183	6.64	別 紙 の と お り
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 史跡名勝天然記念物 風致地区		3180～3187	173.17	
砂防指定地		3183	4.02	
鳥獣保護区特別保護地区		3180～3187	12.65	
水源かん養保安林	関 市	関市(旧洞戸村)官造2	19.23	
土砂流出防備保安林		3101～3107, 富之保財産区官造2	352.21	
水源かん養保安林	美濃市	3140～3142, 3145～3150	173.33	
土砂流出防備保安林		3138, 3139	24.26	
水源かん養保安林	山県市	3151～3163, 乾財産区官造1	509.66	
水源かん養保安林	郡上市	4001～4025, 4028～4033, 美谷添生官造1, 2, 高鷲財産区官造4, 5, 白鳥財産区官造3	1,275.61	
水源かん養保安林 県立自然公園第3種特別地域		和良財産区官造5	44.68	
土砂流出防備保安林		4026, 4027, 二日町自治会7, 明宝財産区官造5～10	321.26	
土砂流出防備保安林 保健保安林 県立自然公園第3種特別地域		4034～4036	45.15	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		下田自治会官造1	64.28	
県立自然公園第3種特別地域		和良財産区官造1～3, 5, 下田自治会官造1	141.74	

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養 保安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<p>1 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号 林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については岐阜県立自然公園条例等による。

(別紙3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあつては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達）による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 砂防設備を使用すること。 2 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 3 竹木を伐採（樹根の採取を含む。）し、又は滑下若しくは地引きにより運搬すること。 4 土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積し、又は投棄すること。 5 土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状を変更すること。 6 土石若しくは砂れきを採取し、又は鉱物を採掘すること。 	<p>詳細は、岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下1～4)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合 	<p>詳細は、林業種苗法の施行について(昭和45年8月31日45林野造第887号農林事務次官通達)による。</p>
県自然環境保全地域特別地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採種は択伐及び禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれが少ない場合には、伐採種が択伐の箇所にあつては、皆伐（一伐区の面積は2ha以内とし、伐区は努めて分散させる。）、禁伐の箇所にあつては単木択伐（択伐率は現在蓄積の10%以内）を行うことができる。 2 伐採種が択伐の箇所にあつては、択伐率は現在蓄積の30%以内とする。 	<p>詳細は、岐阜県自然環境保全条例による。</p>

2 その他必要な事項

(1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

(2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されたこと。

また、同年12月に「新農林水産省木材利用推進計画」が策定されたことを踏まえ、公共建築物等における木材利用の拡大に積極的に取り組むこととする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		3,674.67	
市町 村別 内訳	岐阜市	3180～3187	196.48
	関市	3101～3107, 下川生産森林組合官造1, 富之保財産区官造2	363.46
	美濃市	3138～3142, 3145～3150, 下牧財産区官造2, 3	348.39
	山県市	3151～3163, 乾財産区官造1, 3	576.53
	郡上市	4001～4036, 和良財産区官造1～3, 5, 郡上市(旧西和良財産区)官造1～4, 大和財産区官造1, 2, 万場官行造林組合官造1, 牛道財産区官造1, 3, 八幡神社外1社官造1, 美谷添生官造1, 2, 高鷲財産区官造3～5, 白鳥財産区官造3, 明宝財産区官造5～10, 二日町自治会官造7～9, 向小駄良自治会官造1, 前谷自治会官造6	2,189.81

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		2,794.73	
市 町 村 別 内 訳	岐 阜 市	3180～3187	196.48
	関 市	3101～3107, 下川生産森林組合官造1, 富之保財産区官造2	363.46
	美 濃 市	3138～3142, 3145～3150, 下牧財産区官造3	268.32
	山 県 市	3151, 3153, 3155～3163	393.21
	郡 上 市	4001～4013, 4025～4036, 大和財産区官造2, 万場官行造林組合官造1, 3, 牛道財産区官造1, 3, 美谷添生官造1, 2, 高鷲財産区官造4, 5, 白鳥財産区官造3, 下田自治会官造1, 明宝財産区官造5～10, 二日町自治会官造7, 前谷自治会官造6	1,573.26

(2) 快適な環境の形成の機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		241.63	
市町 村別 内訳	岐阜市	3180～3187	長伐期施業、複層林施業 (択伐以外)、複層林施業 (択伐)のいずれかにより、 快適な環境の形成の機能の 維持増進を図る。
	関市		
	美濃市		
	山県市		
	郡上市	4034～4036	

(3) 保健文化機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		1,486.35	
市町 村 別 内 訳	岐阜市	3180～3187	長伐期施業、複層林施業 (択伐以外)、複層林施業 (択伐)のいずれかにより、 保健文化機能の維持増進を図る。
	関市	関市(旧洞戸村)官造1,2	
	美濃市	3139～3142, 3147～3149, 下牧財産区官造1～3	
	山県市		
	郡上市	4001～4006, 4010, 4025～4027, 4034 ～4036, 和良財産区官造1～3, 5, 八幡神社外1社官造1, 下田自治会官造1, 二日町自治会官造8, 9, 向小駄良自治会官造1, 前谷自治会官造6, 千田野自治会官造4, 5	
		1,015.00	

(附) 參考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積 ①	森 林 面 積						森林比率 ②/①× 100	
		総数 ②	国有林（林野庁所管）			その他 国有林	民有林		
			計	国有林	官行造林				
総 数	220,528	166,060	4,094	2,562	1,532	67	161,899	75	
市 町 村 別 内 訳	岐 阜 市	20,289	6,062	196	196	-	24	5,842	30
	関 市	47,284	37,999	404	328	76	-	37,595	80
	美 濃 市	11,705	9,196	370	206	164	-	8,826	79
	各務原市	8,777	1,760	-	-	-	43	1,717	20
	羽 島 市	5,364	-	-	-	-	-	-	-
	山 県 市	22,204	18,641	655	511	144	-	17,986	84
	郡 上 市	103,079	92,401	2,468	1,320	1,148	-	89,933	90
	岐 南 町	790	-	-	-	-	-	-	-
笠 松 町	1,036	-	-	-	-	-	-	-	

- 注 1 国有林（林野庁所管）以外の欄は、岐阜県林政課調べ（平成26年3月31日）による。
 2 森林面積は、国有林（林野庁所管）、民有林とも森林計画対象森林面積を計上。
 3 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温（℃）			年間降水量 量(mm)	最高積雪 量 (cm)	備考
	最高	最低	年平均			
長 滝	34.3	-10.2	11.3	3,098	62	
八 幡	37.5	-8.2	12.5	2,855	-	
美 濃	37.9	-5.7	14.6	2,250	-	
岐 阜	37.8	-4.0	16.1	1,937	26	

注 「アメダス」（2010年～2014年の気象）による。

イ 地勢

本文「I計画の大綱」に記述のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I計画の大綱」に記述のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総数	森林	農 地			その他	
			計	田	畑		
総 数	220,528	166,060	15,208	10,922	4,284	39,260	
市 町 村 別 内 訳	岐 阜 市	20,289	6,062	4,060	3,020	1,040	10,167
	関 市	47,284	37,999	2,520	2,000	524	6,765
	美 濃 市	11,705	9,196	476	281	195	2,033
	各 務 原 市	8,777	1,760	1,560	679	884	5,457
	羽 島 市	5,364	-	2,060	1,640	419	3,304
	山 県 市	22,204	18,641	1,180	892	283	2,383
	郡 上 市	103,079	92,401	2,940	2,150	787	7,738
	岐 南 町	790	-	202	110	92	588
	笠 松 町	1,036	-	210	150	60	826

- 注 1 平成26年岐阜県統計課「統計書デジタルアーカイブ」による。
 2 総数・森林面積は、当参考資料の6市町村別、面積・地目別土地面積による。
 3 農地面積は当参考資料の56市町村別、種別別耕地面積による。
 4 その他は、総数から森林、農地面積を差し引いた面積。
 5 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(4) 産業別生産額

区 分		農業産出額 (百万円)	製造品出荷額等 (従業員4人以上) (万円)	年間商品販売額 (万円)
総 数		30,763	160,526,799	260,283,465
市 町 村 別 内 訳	岐 阜 市	11,470	24,385,084	172,423,019
	関 市	4,679	31,410,908	18,058,459
	美 濃 市	830	11,370,208	1,992,662
	各務原市	3,018	65,011,643	22,517,828
	羽 島 市	2,884	6,310,745	12,038,557
	山 県 市	2,482	7,968,051	2,265,106
	郡 上 市	4,758	7,548,712	5,984,081
	岐 南 町	379	3,291,396	18,870,865
	笠 松 町	263	3,230,052	6,132,888

注 1 岐阜県統計課「統計書デジタルアーカイブ」による。

2 基準日等は、農業産出額が平成18年、製造品出荷額等が平成25年、年間商品販売額が平成19年である。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総数	第1次産業				第2次産 業	第3次産 業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	421,955	8,462	7,752	612	98	126,627	268,654	
市 町 村 別 内 訳	岐 阜 市	200,647	3,422	3,262	122	38	47,682	140,110
	関 市	45,950	991	882	100	9	19,761	24,340
	美 濃 市	11,492	199	170	19	10	5,465	5,507
	羽 島 市	32,943	671	659	4	8	10,792	19,824
	各務原市	71,456	963	941	20	2	23,057	43,274
	山 県 市	14,893	444	382	55	7	5,755	7,793
	郡 上 市	21,551	1,440	1,126	290	24	7,267	12,621
	岐 南 町	12,323	248	247	1	0	3,679	7,962
	笠 松 町	10,700	84	83	1	0	3,169	7,223

注 1 平成22年度「国勢調査報告」による。

注 2 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

齡級別森林資源表

森林計画区： 071 長良川

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数	総数	68.22	7	1	80.75	20	2	133.69	40	2	113.10	36	1	223.64	51	2
	針	68.22	7	1	80.75	20	2	133.69	40	2	113.10	36	1	223.64	51	2
	広	66.90	7	1	80.75	20	2	132.96	40	2	103.10	35	1	199.40	50	2
総数	総数	1.32					0.73				10.00	1		24.24	1	
	針	68.22	7	1	80.75	20	2	133.69	40	2	101.07	35	1	210.28	51	2
	広	66.90	7	1	80.75	20	2	132.96	40	2	101.07	35	1	196.74	50	2
人工林	総数	47.93	6	1	76.21	20	1	133.69	40	2	101.07	35	1	210.28	50	2
	針	46.85	6	1	76.21	20	1	132.96	40	2	101.07	35	1	196.74	50	2
	広	1.08					0.73							13.54	1	
育複層成林	総数	20.29	1		4.54									(4.89)		
	針	20.05	1		4.54											
	広	0.24														
総数	総数										12.03	1		13.36	1	
	針										2.03			2.66		
	広										10.00	1		10.70		
天然林	総数															
	針										9.81	1		4.62		
	広										1.96			2.66		
天然生	総数										7.85	1		1.96		
	針										2.22			8.74		
	広										0.07			8.74		
無立木地	総数										2.15			8.74		
	針															
	広															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 071 長良川

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1.0 齡級			1.1 齡級			1.2 齡級			1.3 齡級			1.4 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	216.85	52	1	352.38	68	1	824.08	191	3	273.14	52	1	48.21	6	6
総数	216.85	52	1	352.38	68	1	824.08	191	3	273.14	52	1	48.21	6	6
針	180.09	49	1	316.98	64	1	784.38	185	3	241.55	47	1	28.88	5	5
広	36.76	3		35.40	4		39.70	6		31.59	5		19.33	1	1
総数	180.64	50	1	331.90	65	1	811.44	191	3	265.64	52	1	30.67	5	5
針	169.68	48	1	305.61	62	1	781.60	185	3	241.43	47	1	25.17	4	4
広	10.96	2		26.29	3		29.84	5		24.21	5		5.50	1	1
総数	180.64	50	1	331.90	65	1	811.44	191	3	265.64	51	1	30.67	5	5
針	169.68	48	1	305.61	62	1	781.60	185	3	241.43	47	1	25.17	4	4
広	10.96	2		26.29	3		29.84	5		24.21	5		5.50	1	1
人工林										(1.62)					
育層成林															
総数															
針															
広															
総数	36.21	2		20.48	2		12.64	1		7.50	1		17.54	1	1
針	10.41	1		11.37	2		2.78			0.12			3.71		
広	25.80	1		9.11	1		9.86	1		7.38	1		13.83	1	1
天然林															
育層成林															
針															
広															
総数	25.49	2		14.14	2		12.64	1		1.37					
針	10.18	1		10.16	1		2.78			0.12					
広	15.31	1		3.98	1		9.86	1		1.25					
天然生															
針	0.23			6.34			6.13			6.13			17.54	1	1
広	10.49			1.21						6.13			3.71		
				5.13									13.83		1
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齢級別森林資源表

森林計画区： 071 長良川 単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 成長量：1,000m³

区分	2.0 齢級			2.1 齢級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	100.82	15		630.69	87	
総数	100.82	15		630.69	87	
針	23.61	6		205.14	42	
広	77.21	10		425.55	45	
総数	15.82	4		46.35	13	
針	14.31	4		39.45	11	
広	1.51			6.90	2	
総数	15.82	4		46.35	12	
針	14.31	4		39.45	10	
広	1.51			6.90	2	
人工林				(20.75)		
育 複 層 成 林					1	
針					1	
広						
総数	85.00	11		584.34	74	
針	9.30	2		165.69	31	
広	75.70	10		418.65	43	
天然林						
育 単 層 成 林						
針						
広						
育 複 層 成 林	10.59	2				
針	6.34	1				
広	4.25	1				
天然生	74.41	9		584.34	74	
針	2.96			165.69	31	
広	71.45	9		418.65	43	
無立木地						
竹林						

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

制限林普通林別森林資源表

区分	立木地										計					
	人工林					天然林										
	育成層林	育成層林	計	育成層林	天然生林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の地						
制限林	面積	1,804.84	26.84	1,831.68	39.06	183.34	222.40			2,054.08						
	広	158.86	0.42	159.28	60.46	711.48	771.94			931.22						
	計	1,963.70	27.26	1,990.96	99.52	894.82	994.34			2,985.30			182.59			3,167.89
材積	広	440.765	3.502	444.267	5.280	32.553	37.833			482.100						482.100
	針	25.130	20	25.150	5.245	70.084	75.329			100.479						100.479
	計	465.895	3.522	469.417	10.525	102.637	113.162			582.579						582.579
成長量	広	12,638.3	187.1	12,825.4	89.4	99.1	188.5			13,013.9						13,013.9
	針	306.1	1.1	307.2	68.1	364.9	433.0			740.2						740.2
	計	12,944.4	188.2	13,132.6	157.5	464.0	621.5			13,754.1						13,754.1
普通林	面積	714.89		714.89						714.89						
	広	101.69		101.69						101.69						
	計	816.58		816.58						816.58			109.10			925.68
計	面積	146.793		146.793						146.793						146.793
	広	11.218		11.218						11.218						11.218
	計	158.011		158.011						158.011						158.011
成長量	広	2,416.9		2,416.9						2,416.9						2,416.9
	針	123.4		123.4						123.4						123.4
	計	2,540.3		2,540.3						2,540.3						2,540.3
計	面積	2,519.73	26.84	2,546.57	39.06	183.34	222.40			2,768.97						
	広	260.55	0.42	260.97	60.46	711.48	771.94			1,032.91						
	計	2,780.28	27.26	2,807.54	99.52	894.82	994.34			3,801.88			291.69			4,093.57
材積	広	587.558	3.502	591.060	5.280	32.553	37.833			628.893						628.893
	針	36.348	20	36.368	5.245	70.084	75.329			111.697						111.697
	計	623.906	3.522	627.428	10.525	102.637	113.162			740.590						740.590
成長量	広	15,055.2	187.1	15,242.3	89.4	99.1	188.5			15,430.8						15,430.8
	針	429.5	1.1	430.6	68.1	364.9	433.0			863.6						863.6
	計	15,484.7	188.2	15,672.9	157.5	464.0	621.5			16,294.4						16,294.4

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

無立木地等

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区 分		総 数	市 町 村 別 内 訳				
			岐阜市	関市	美濃市	山県市	郡上市
保 安 林	水源かん養保安林	2,022.51		19.23	173.33	509.66	1,320.29
	土砂流出防備保安林	986.97	179.81	352.21	24.26		430.69
	保健保安林	(224.96)	(179.81)				(45.15)
	計	(224.96) 3,009.48	(179.81) 179.81		371.44	197.59	509.66 1,750.98
砂 防 指 定 地		(6.64) 4.02	(6.64) 4.02				
県 立 自 然 公 園	第1種特別地域						
	第2種特別地域						
	第3種特別地域	(154.11) 141.74					(154.11) 141.74
	計	(154.11) 141.74					(154.11) 141.74
鳥獣保護区特別保護地区		(183.83) 12.65	(183.83) 12.65				
風 致 地 区		(196.48)	(196.48)				
史跡名勝天然記念物		(196.48)	(196.48)				
合 計		(962.50) 3,167.89	(763.24) 196.48	371.44	197.59	509.66	(199.26) 1,892.72

注 上記の制限林と重複する面積は、()外書きで、合計面積は延面積である。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：m³

樹 種		人工林	天然林	無立木地	林地以外の 土地	総 数
針葉樹	ス ギ	217,572	5,560	—	—	223,132
	ヒ ノ キ	350,648	15,843	—	—	366,491
	カラマツ	13,565	11	—	—	13,576
	アカマツ	3,218	11,125	—	—	14,343
	クロマツ	162	—	—	—	162
	モ ミ	—	312	—	—	312
	ツ ガ 類	—	987	—	—	987
	他針葉樹	5,895	3,995	—	—	9,890
	計	591,060	37,833	—	—	628,893
広葉樹	ブ ナ	—	22,076	—	—	22,076
	カ シ 類	1	402	—	—	403
	ナ ラ 類	—	6,567	—	—	6,567
	カンバ類	—	845	—	—	845
	他広葉樹	36,367	45,439	—	—	81,806
	計	36,368	75,329	—	—	111,697
総 数		627,428	113,162	—	—	740,590

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区 分		崩 壊 地 ・ 荒 廃 地		荒廃危険地 面 積
		所在地（林小班）	面 積	
総 数			14.47	110.73
市 町 村 別 内 訳	岐 阜 市			3.42
	関 市	3101 口	0.16	10.44
	美 濃 市			19.08
	山 県 市	3153 イ, 口, 3155 口, 3162 イ	1.66	17.74
	郡 上 市	4032 イ, 口, 大和財産区官造 1 イ, 高鷲財産区官造 3 イ, 明宝財産区官造 5 イ, 6 イ	12.65	60.05

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	水 害		
	24	25	26
総 数		0.02	
郡 上 市		0.02	

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考
市町村別内訳	総数	15,492	54	410,198	135,032	
	岐阜中央森林組合	4,247	7	22,539	16,111	
	中濃森林組合	3,966	16	120,065	40,173	
	郡上森林組合	7,279	31	267,594	78,748	

注 平成25年度版岐阜県森林組合統計による。

イ 生産森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別	組合数	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考
市町村別内訳	総数	17 (1)	1,665	172,772	2,131	
	岐阜市	1	74	90,210	18	
	各務原市	0	0	0	0	
	山口市	10	460	48,970	714	
	関市	1	30	3,164	61	
	美濃市	0	0	0	0	
	郡上市	5 (1)	1,101	1	30,428	1,338

注 1 平成25年度版岐阜県森林組合統計による。

2 組合数の括弧内は、調査票未提出組合数。

(2) 林業事業体等の現況

単位：経営体

区 分	合計	法 人 化 し て い る											地方公共 団体・財産 区	法人化し ていない		
		計	農事 組合 法人	会 社				各 種 団 体				その 他の 法人			個人 経営 体	
				小計	株式 会社	合名 ・ 合資 会社	合同 会社	小計	農協	森林 組合	その 他の 各種 団体					
総 数	2,527	89	-	37	30	7	-	26	-	11	15	26	31	2,402	2,365	
市 町 村 別 内 訳	岐 阜 市	154	15	-	10	10	-	-	1	-	1	-	4	2	137	135
	関 市	435	9	-	3	3	-	-	-	-	-	-	6	4	422	413
	美 濃 市	109	12	-	6	2	4	-	2	-	1	1	4	2	95	86
	各 務 原 市	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	羽 島 市	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	山 県 市	47	9	-	2	2	-	-	6	-	6	-	1	2	36	34
	郡 上 市	1,777	44	-	16	13	3	-	17	-	3	14	11	21	1,712	1,697
	岐 南 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	笠 松 町	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

注 「2010年世界農林業センサス」農林業経営体調査報告書による。

「X」… 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表していないもの。

(3) 林業労働力の概況

本計画区において「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、県知事の認定を受けた認定事業体は、森林組合が3組合、株式会社等が13社となっている。

(4) 林業機械化の概況

岐阜県内における高性能林業機械の保有状況は以下のとおりとなっている。

単位：台数

機種名/年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ハーベスタ	16	18	19	24	27
プロセッサ	25	27	30	34	34
スキッド	1	1	1	1	1
フォワーダ	20	24	26	30	31
タワーヤーダ	7	9	9	8	9
スイングヤーダ	45	47	52	52	52
その他の高性能林業機械	3	3	3	3	3
計	117	129	140	152	157

注 林野庁業務資料より作成。

(5) 作業路網等の整備の概況

本計画区の国有林内の林道総延長は22.0kmとなっている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	154	25	179	190	23	213	123%	92%	119%
針葉樹	141	20	161	182	23	205	129%	115%	128%
広葉樹	13	5	18	8	0	8	60%	0%	44%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha

計画	実行	実行歩合
179	249	139%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
64	3	4%	44	3	6%	20	0	0%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km

区 分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
林 道	-	-	-	1.20	1.33	111%
うち林業専用道	-	-	-	0.0	-	-

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha

種 類	指 定			解 除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	-	23	-	-	-	-
水源かん養	-	23	-	-	-	-
土砂流失防備	-	-	-	-	-	-
保 健	-	-	-	-	-	-
なだれ	-	-	-	-	-	-

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

区 分	計画	実行	単位 地区数
			実行歩合
治山事業施行地区数	7	2	29%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

農用地	ゴルフ場等レ ジャー施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷及びその附	採石採土 地	単位 面積：ha	
				その他	合計
-	-	-	-	-	-

注1 面積欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

原 野	農用地	その他	単位 面積：ha
			合計
-	-	-	-

注 面積欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m³

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	194	107	24	52	86	65	47	22
		針葉樹	152	83	22	50	83	62	44	21
		広葉樹	42	24	2	3	3	2	3	1
	主伐	総数	169	86	9	35	68	50	25	21
		針葉樹	132	67	9	34	66	49	23	20
		広葉樹	37	19	1	1	2	1	2	1
	間伐	総数	25	21	14	17	18	14	22	1
		針葉樹	20	16	13	16	17	13	20	1
		広葉樹	5	5	1	1	1	1	2	0
造林面積	総数	62	35	25	50	79	44	60	71	
	人工造林	45	17	25	30	52	33	32	37	
	天然更新	17	18	0	20	26	11	28	34	

注1 森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：千m3

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第I分期	総 数	403,217	0	1,631	21,876	37,568	53,594	194,563	
	人工林	総 数	372,041	0	1,631	21,876	36,670	51,498	193,896
		育成単層林	371,370	0	1,484	21,380	36,670	51,498	193,896
		育成複層林	671	0	147	496	0	0	0
	天然林	総 数	31,176	0	0	0	897	2,096	667
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	5,450	0	0	0	726	1,827	667
天然生林		25,726	0	0	0	171	269	0	
第II分期	総 数	248,632	0	1,047	10,872	50,079	59,236	77,947	
	人工林	総 数	237,965	0	1,047	10,872	50,079	58,524	75,577
		育成単層林	234,679	0	1,047	8,963	50,079	58,050	75,577
		育成複層林	3,286	0	0	1,909	0	474	0
	天然林	総 数	10,667	0	0	0	0	712	2,370
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	5,484	0	0	0	0	237	2,098
天然生林		5,183	0	0	0	0	475	272	
第III分期	総 数	271,465	0	744	3,605	33,685	48,278	61,845	
	人工林	総 数	237,729	0	595	3,605	33,685	47,150	59,408
		育成単層林	236,628	0	595	3,279	32,910	47,150	59,408
		育成複層林	1,101	0	0	326	775	0	0
	天然林	総 数	33,736	0	149	0	0	1,128	2,437
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	6,282	0	149	0	0	912	2,124
天然生林		27,454	0	0	0	0	216	313	
第IV分期	総 数	280,473	0	173	2,487	17,479	65,280	68,171	
	人工林	総 数	270,433	0	173	2,487	17,479	65,280	67,329
		育成単層林	267,345	0	173	2,487	14,391	65,280	67,329
		育成複層林	3,088	0	0	0	3,088	0	0
	天然林	総 数	10,040	0	0	0	0	0	842
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	6,039	0	0	0	0	0	281
天然生林		4,001	0	0	0	0	0	561	
第V分期	総 数	272,493	0	2,188	1,685	5,803	43,927	56,013	
	人工林	総 数	248,908	0	2,188	1,414	5,803	43,927	54,679
		育成単層林	246,871	0	1,684	1,414	5,276	42,921	54,679
		育成複層林	2,037	0	504	0	527	1,006	0
	天然林	総 数	23,585	0	0	271	0	0	1,334
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	4,761	0	0	271	0	0	1,079
天然生林		18,824	0	0	0	0	0	255	

注 1 1 齡級を5年とシアラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級とし、以下順次3、4 齡級・・・とする。

2 人工林の育成複層林は、上層木と下層木に半分ずつ面積を割り振った。

3 育成複層林施業の更新未了林分の面積は、1・2 齡級に含めた。

4 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第VI分期	総 数	236,700	0	2,917	411	4,007	22,808	75,688	
	人工林	総 数	226,323	0	2,039	411	4,007	22,808	75,688
		育成単層林	221,978	0	1,703	411	4,007	18,799	75,688
		育成複層林	4,345	0	336	0	0	4,009	0
	天然林	総 数	10,377	0	878	0	0	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	6,581	0	878	0	0	0	0
		天然生林	3,796	0	0	0	0	0	0
第VII分期	総 数	237,714	0	1,591	5,187	2,667	7,569	50,919	
	人工林	総 数	227,610	0	1,591	5,187	2,279	7,569	50,919
		育成単層林	224,570	0	1,591	3,994	2,279	6,885	49,756
		育成複層林	3,040	0	0	1,193	0	684	1,163
	天然林	総 数	10,104	0	0	0	388	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	5,173	0	0	0	388	0	0
		天然生林	4,931	0	0	0	0	0	0
第VIII分期	総 数	241,533	1	2,588	6,439	661	5,226	26,425	
	人工林	総 数	231,380	0	1,876	4,840	661	5,226	26,425
		育成単層林	225,181	0	1,876	4,044	661	5,226	21,791
		育成複層林	6,199	0	0	796	0	0	4,634
	天然林	総 数	10,153	1	712	1,599	0	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	6,200	1	712	1,599	0	0	0
		天然生林	3,953	0	0	0	0	0	0
第IX分期	総 数	228,538	1	4,231	3,775	8,344	3,471	8,765	
	人工林	総 数	219,687	0	3,293	3,775	8,344	2,973	8,765
		育成単層林	215,698	0	3,293	3,775	6,414	2,973	7,974
		育成複層林	3,989	0	0	0	1,930	0	791
	天然林	総 数	8,851	1	938	0	0	498	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	6,675	1	938	0	0	498	0
		天然生林	2,176	0	0	0	0	0	0

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第 I 分期	總 数	6,267	50,634	18,179	15,577	3,329	15,346	
	人工林	總 数	5,228	48,281	5,473	4,197	3,291	6,633
		育成单層林	5,228	48,281	5,473	4,197	3,263	6,627
		育成複層林	0	0	0	0	28	6
	天然林	總 数	1,039	2,353	12,706	11,380	38	8,714
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	164	2,066	0	458
天然生林		1,039	2,353	12,541	9,314	38	8,256	
第 II 分期	總 数	33,267	5,516	4,934	3,373	2,361	15,114	
	人工林	總 数	32,566	3,413	2,958	2,128	801	5,997
		育成单層林	32,464	3,413	2,958	2,128	0	5,993
		育成複層林	102	0	0	0	801	4
	天然林	總 数	701	2,103	1,976	1,245	1,560	9,117
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	232	287	1,873	757	0	502
天然生林		469	1,816	103	488	1,560	8,616	
第 III 分期	總 数	84,561	1,309	3,434	19,337	14,667	15,473	
	人工林	總 数	83,816	166	887	5,749	2,668	6,215
		育成单層林	83,816	166	887	5,749	2,668	6,209
		育成複層林	0	0	0	0	0	6
	天然林	總 数	745	1,143	2,547	13,588	11,999	9,258
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	745	0	0	176	2,176	579
天然生林		0	1,143	2,547	13,412	9,823	8,679	
第 IV 分期	總 数	86,327	25,859	5,934	5,231	3,532	15,777	
	人工林	總 数	83,652	25,080	3,635	3,105	2,213	6,400
		育成单層林	83,652	25,080	3,635	3,105	2,213	6,394
		育成複層林	0	0	0	0	0	6
	天然林	總 数	2,675	779	2,299	2,126	1,319	9,377
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,368	258	314	2,015	803	659
天然生林		307	521	1,985	111	516	8,718	
第 V 分期	總 数	68,360	69,030	1,427	3,671	20,389	16,001	
	人工林	總 数	65,608	68,203	177	931	5,978	6,503
		育成单層林	65,608	68,203	177	931	5,978	6,496
		育成複層林	0	0	0	0	0	7
	天然林	總 数	2,752	827	1,250	2,740	14,411	9,498
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,398	827	0	0	186	748
天然生林		354	0	1,250	2,740	14,225	8,749	

区 分							材 積		
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上			
第VI分期	総	数	75,468	22,697	20,933	6,288	5,483	16,186	
	人工林	総	数	74,518	19,726	20,082	3,816	3,228	6,561
		育成単層林		74,518	19,726	20,082	3,816	3,228	6,552
		育成複層林		0	0	0	0	0	9
	天然林	総	数	950	2,971	851	2,472	2,255	9,625
		育成単層林		0	0	0	0	0	0
		育成複層林		317	2,630	282	337	2,137	845
天然生林			633	341	569	2,135	118	8,780	
第VII分期	総	数	61,915	69,627	32,835	1,530	3,874	16,194	
	人工林	総	数	60,409	66,571	31,931	186	968	6,445
		育成単層林		60,409	66,571	31,931	186	968	6,435
		育成複層林		0	0	0	0	0	10
	天然林	総	数	1,506	3,056	904	1,344	2,906	9,749
		育成単層林		0	0	0	0	0	0
		育成複層林		1,218	2,663	904	0	0	941
天然生林			288	393	0	1,344	2,906	8,808	
第VIII分期	総	数	83,538	75,794	12,152	22,119	6,590	16,317	
	人工林	総	数	83,538	74,738	8,904	21,204	3,968	6,449
		育成単層林		83,538	74,092	8,904	21,081	3,968	6,437
		育成複層林		0	646	0	123	0	12
	天然林	総	数	0	1,056	3,248	915	2,622	9,868
		育成単層林		0	0	0	0	0	0
		育成複層林		0	352	2,875	303	358	1,036
天然生林			0	704	373	612	2,264	8,832	
第IX分期	総	数	56,115	66,768	40,954	34,494	1,620	16,412	
	人工林	総	数	56,115	65,095	37,612	33,521	194	6,426
		育成単層林		54,847	65,095	37,612	33,521	194	6,412
		育成複層林		1,268	0	0	0	0	14
	天然林	総	数	0	1,673	3,342	973	1,426	9,987
		育成単層林		0	0	0	0	0	0
		育成複層林		0	1,353	2,912	973	0	1,135
天然生林			0	320	430	0	1,426	8,851	

(参考)

国有林の計画制度の体系

